

仕 様 書

1 総 則

- 1 仕様書の適用範囲 特記に記載してある事項のほかは、すべてこの共通仕様書による。
- 2 係 員 この仕様書でいう「係員」とは、監理技師またはその代表者とし、仕様書の記載事項に基づき行なった係員の現場代理人に対する指示および承認、もしくは検査は、すべて監理技師の権限と責任とによって行なったものとみなす。
- 3 疑 義 設計図書が互いに相違する場合、明記のない場合、または疑義を生じた場合には、すべて係員の指示による。
- 4 軽微な変更 現場のおさまり、取り合わせなどの関係で軽微な変更をする場合は、係員の指示による。この場合においては、請負金額は増減しない。
- 5 設計変更 建築主の希望により1～4に該当しない設計変更を生じた時は、原則として、あらかじめ見積書を提出して承認されたうえで変更工事に着手すること。その場合は特記なき限り各工事種目とも契約時の単価により承認する数量で請負金額の増減を行ない、総合仮設および経費は契約時の率で増減する。
- 6 工程表および施工計画書 着工に先立ち、工程表とともに、仮設設備、材料置場などについて、施工計画書を作成し、係員の承認を受ける。同時に請負者は現場主任経歴書を提出し、あらかじめ監理事務所の承認を得て主任を決定する。さらに下請者リストを係員に提出し相互の連絡を密にし工事進捗を計るものとする。
- 7 施工図、模型、型板
- 8 材 料 施工上必要な図面、型板、模型は遅滞なく作成して、係員の承認を受ける。
 a 仮設工事材料およびとくに指定されたもののほか、材料はすべて新品とし、係員の検査を受け、合格したものを使用する。合格した搬入材は指定の場所に整頓して保管し、不合格となった搬入材は、ただちに場外に搬出し、速かに代品を納入する。
 b 特記仕様書に指定する材料試験供試体は、係員立会の上採取し、封印または検印を受け、係員の承認する試験所で試験を行ない、その成績書を提出して承認を受ける。
 c 検査または試験の標準 検査または試験は、JISを標準とし、これらの規格の制定のないものについては、本仕様書の該当各項および、係員の指示による。
 d 検査または試験に要する費用 検査または試験に必要な費用は、すべて請負者の負担とする。
 e 見 本 係員の指示する材料、仕上の程度、色合などは、あらかじめ見本を提出して承認を受ける。

- 9 支給材料 支給材料は特記仕様書による。支給材料の引き渡しを受ける際には係員立会の上検収し、検収後はその保管を行なう。
- 10 施工の検査 各工事は、あらかじめ係員の指定した工程に達したときに検査を受け、合格承認を得た後、次の工程に移る。施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり係員の立会いを受ける。
- 11 別途工事 別途工事については、工程などに関して、関係者は協議の上遺漏のないよう円滑な進捗を計る。
- 12 官公署その他への手続き 本工事施工に必要な諸官公署その他への手続きは、遅滞なく行なう。それに必要な費用は請負者の負担とする。
- 13 工事場の管理 工事場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従い、工事場の労働者その他出入りの監督、風紀衛生の取締り、ならびに火災盗難その他の事故防止について遺漏ないようにする。以上の災害に際しては工事引渡し以前においては、すべて請負者の負担とする。またつねに工事場を整理整頓し、清掃を行なう。
- 14 養生その他 工事中各工事に必要な養生を行ない、必要と認めた場合には隣接建物、道路その他に対し、損害を与えないよう養生を施す。
- 15 工事に関する報告 工事の進捗、労働者の就業、材料の搬入、天候などの状況を示す報告を提出する。報告の内容は係員の指示による。
- 16 跡片付け 工事完了に際しては、建築物内外、工事場の跡片付けおよび清掃をする。
- 17 竣工検査 竣工期日前に三者立会いで竣工検査を行ない、手直しならびに残工事を完了の上、再検査を竣工期日までに受けること。
- 18 竣工図書 建物引渡し後、1週間以内に、竣工図作成の上、提出すること。配置図、各階平面図、矩計図、設備関係図、その他係員の指示する図書とする。
- 19 引 渡 し 引渡しに際しては、施工に関連した図書を提出する。内容は係員の指示による。
- 20 工 事 写 真 特記仕様書により、工事写真、竣工写真を提出する。
- 21 保 工事竣工引渡し後、施工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損および故障箇所は、ただちに無償で修理をする。ただし契約書または特記に保証期間明記のものはそれに従う。なお防水工事については請負者および下請者の連帯保証書を竣工図書とともに提出する。部数は建築主一部、監理者一部とする。

2 各工事の共通仕様

仮設工事、土工事、コンクリート工事、鉄筋工事、防水工事、木工事、金属工事、左官工事、塗装工事、その他の工事の仕様については、すべて大阪府建築家協同組合が発行の建築工事共通仕様書に記載の仕様によるものとする。